

令和元年度諮問（情）第7号  
答申（情）第83号

「『平成30年〇月〇日の質問書に対する回答書』の公文書部  
分開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会



## 第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、平成30(2018)年12月26日付けで、次のとおり公文書開示請求を行った。

### (2) 本件開示請求の内容

平成30年〇月〇日の「規則の適用が間違っていると考えます。適用できるとの根拠を示した説明をお願いします。」の質問書（以下「本件質問書」という。）に対して回答をされていないと申し上げたが回答はしたと言われる。これを示す回答書を開示下さい。

### 2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求の内容から、本件質問書に対して作成した、平成30(2018)年〇月〇日付けの「平成30年〇月〇日提出質問書の回答」（以下「本件回答書」という。）を対象公文書として特定した上で、条例第7条第2号に該当する発信者（要望者）の氏名及び姓を非開示として、都市整備課において平成31(2019)年1月9日付けで、条例第11条第1項の規定に基づく公文書部分開示決定を行った（以下「本件処分」という。）。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成31(2019)年2月5日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

実施機関は、令和元(2019)年7月5日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

### 2 審査請求の理由等

審査請求の理由は、審査請求書、反論書によれば、おおむね以下のとおりである。なお、条例第7条第2号に該当するものとして非開示とされた部分の開示は求められていない。

(1) 平成30(2018)年〇月〇日には「本件質問書」のほかに、もう1通質問

書（以下「別件質問書」という。）を提出しているが、開示された文面は別件質問書に答えたものであり、本件質問書の具体的質問に全く答えておらず、回答には当たらない。

具体的に質問に関係した文言が書かれていない他の回答書を探しだし、これが回答であると持ち出す行為は、考え違いをしている。質問されたことを説明していないのであるから、これを回答書として開示する考えは間違いではないか。

- (2) 弁明書後半の文面は、決裁規定について説明しているのであり、私が質問した事項の質問に何ら答えていない。
- (3) 私が質問したことが弁明書後半の文面から、概念・イメージが出てこないのである。説明は、質問されたこと概念・イメージが出るもので無ければならない。

本件質問書には、回答はされていないのだから、単純に不作成で非開示とするのが適切である。

#### **第4 実施機関の主張要旨**

弁明書、意見聴取によると、おおむね次のとおりである。

##### **1 本件処分について**

本件開示請求の内容は、本件質問書に回答したことを示す回答書であり、実施機関では本件質問書に対して本件回答書を作成し、審査請求人に送付していることから、本件回答書を対象公文書として特定した。

今回の開示請求にあたり、本件回答書が対象公文書で間違いはないか、本件質問書と別件質問書の2つの質問と回答書の内容を突合した上で、特定を行っている。

審査請求人は、審査請求の理由として「本件回答書は別件質問書に対する回答である」と主張しているところ、本件回答書の前段部分は別件質問書に対する回答であるが、本件質問書には本件回答書の後段部分で回答している。

2つの質問に対して回答を1通にまとめたのは、審査請求人は度々質問書を提出しているため、回答書の中に「いつの質問に対する回答であるか」を明確に示すことで、複数の回答書にするよりは、1通にまとめた方が良く考えたためである。

双方の質問書に対する回答は本書以外に存在しないことから、本件回答書を対象公文書として特定したことは妥当である。

##### **2 本件回答書の内容について**

本件質問書の趣旨は「質問書の扱いは、栃木県事務決裁及び委任規則のその他一般事項 6 事務処理に附随する照会、回答、調査、監督等が適用

できるか」というものである。

審査請求人は、「本件回答書は本件質問書の具体的事項の質問に全く答えていない。」と主張しているが、県では、事務を執行するに当たり、決裁権者を任意で決めるのではなく、「栃木県事務決裁及び委任規則」を制定し、これにより事務処理を行っており、同規則第3条で本庁における事務の決裁区分について規則別表第2に定める区分により行うことを規定し、また、同規則第7条で規則別表第2に定められていない事務の決裁区分については、別表第2に準ずるものと規定している。

審査請求人のいう「質問書」は、同規則別表の中に直接的に該当する事務（種類・事項）がないため、同規則を所管する人事課と協議し、同規則別表第二の「種類 19 その他の一般的事項に関する事務」「事項 6 事務処理に附随する照会、回答、調査、督促等（1）」に分類されると判断し、本件回答書のとおり回答したものであり、上記の本件質問書の趣旨に対する十分な回答になっていると判断する。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は公文書開示請求を行ったものであり、これに対する対象公文書は、前述のとおり本件回答書以外には存在しない。審査請求人の「本件質問書に回答はされていないのだから、単純に不作成として非開示とするのが適切」という主張は失当と考える。

## 第5 審査会の判断

### 1 判断に当たっての基本的な考え方

(1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

(2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、同法の逐条解説（総務省行政管理局）によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「部分開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、当

審査会の審査事項も本件処分の違法性、不当性の判断に限られる。

- (3) 当審査会は、(1)及び(2)の基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、本件処分について、以下のとおり判断するものである。

## 2 本件対象公文書について

- (1) 本件開示請求の内容から、対象公文書は、本件質問書に対して作成された回答書であると考えられる。
- (2) これに対して実施機関は、本件質問書への回答を含む回答書として作成した本件回答書を、対象公文書として特定している。

## 3 対象公文書特定の妥当性について

条例第2条第2項では、開示請求の対象となる「公文書」について、実施機関の職員が職務上作成又は取得した文書等である旨、規定している。

これを踏まえて、上記2(2)の対象公文書の特定について、以下検討を行う。

当審査会において、審査請求書に添付された本件質問書及び別件質問書を見分したところ、本件質問書の宛名は栃木県知事であるが、質問内容から人事課が対象になる質問と考えられ、また別件質問書の宛名は都市整備課長であり、都市整備課を対象とする質問と考えられる。

一方、本件回答書を見分したところ、内容は二つに分かれており、文面に説明不足なところが見受けられるものの、上記二つの課室に対する二つの質問に対して、都市整備課において一つの書面にまとめて回答した文書と認められる。

したがって、本件回答書は本件質問書に対して作成された回答書であり、またこれ以外に「(対象となる文書は)存在しない」という実施機関の説明に特段不自然なところはなく、実施機関の対象公文書の特定は妥当である。

## 4 その他審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、反論書において「本件質問書には、回答はされていないのだから、単純に不作成で非開示とするのが適切」と主張しているが、条例第7条は、実施機関は、開示請求があったときには、開示請求に係る公文書に「非開示情報」が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない旨、規定している。

したがって、開示請求の対象となる本件回答書が存在している以上、不作成により非開示とされることはない。

- (2) その他審査請求人は、本件回答書の内容について種々の主張をしてい

るが、当審査会は本件審査請求に係る本件処分の適否について答申を行う機関であり、本件回答書の内容の適否は、当審査会の判断の及ぶところではなく、本件処分に対する当審査会の判断に影響しない。

## 5 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元(2019)年7月5日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和元(2019)年9月13日 (第26回審査会第1部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和元(2019)年11月27日 (第28回審査会第1部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 審議
令和2(2020)年1月24日 (第30回審査会第1部会)	・ 審議
令和2(2020)年2月19日 (第31回審査会第1部会)	・ 審議
令和2(2020)年3月13日 (第32回審査会第1部会)	・ 審議

## 栃木県行政不服審査会第1部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
秋 山 伸 恵	医師	
黒 田 葉 子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
島 菌 佐 紀	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学地域デザイン科学部 学部長	部会長